令和５年度 建設工事実務研修会

日時：令和５年９月 15 日（金）
14：00～
会場：夢づくり会館　ホール

次　　第

１　契約検査課長あいさつ

２　令和４年度　建設工事検査結果　　資料１

３　国等からの通知・通達　　資料２

４　島田市入札・契約制度の改正事項及び注意事項　　資料３

～　質疑応答　～

資料1

令和4年度 建設工事等検査結果について

1. 検査件数・金額（工事100万円以上・委託100万円以上）

年 度		全 体 (①+②)	① 工 事							② 業務委託			
			完成	中間	材料	材料製造	既済部分	手直	計	完了	中間	既済部分	計
令和4年度	件 数	件 313	件 170	件 114	件	件	件 6	件	件 290	件 21	件	件 2	件 23
	完成検査契約額	円 19,878,062,094 (3,378,689,194)	円 19,642,822,694 (3,253,658,794)							円 235,239,400 (125,030,400)			
令和3年度	件 数	件 256	件 168	件 63	件	件	件 2	件	件 233	件 22	件	件 1	件 23
	完成検査契約額	円 4,776,183,500	円 4,287,334,700							円 488,848,800			

※上記には、新病院建設事業、駿園学園管理組合を含む。

※令和4年度完成検査契約額の( )内は新病院建設工事を除いた金額。

2. 令和4年度　大型工事（1億円以上）の完成検査

工 種	請負業者名	工 事 名	請負金額（円）	評 価		備 考
建築	㈱竹中工務店 静岡営業所	新市立島田市民病院建設工事	16,389,163,900	93	A	病院建設課
土木	㈱グロージオ	令和3年度　公共土木施設災害復旧事業 尾川上伊太線道路災害復旧工事	187,308,000	88	A	建設課
建築	㈱アーク東海	令和4年度　伊太小学校屋内運動場耐震補強工事	149,935,500	80	B	教育総務課
土木	大河原建設㈱	令和3年度　社会資本整備総合交付金事業 新病院入口交差点改良工事	149,743,000	86	B	建設課
土木	㈱グロージオ	令和3年度　社会資本整備総合交付金事業 中溝地内汚水幹線ほか整備工事	116,754,000	85	B	下水道課
土木	大河原建設㈱	令和4年度　島田第四小学校グラウンド造成工事	112,596,000	88	A	教育総務課

3. 令和4年度　主要な業務委託の完了検査

工 種	請負業者名	業 務 名	請負金額（円）	備 考
監理	㈱内藤建築事務所 静岡事務所	新市立島田市民病院建設工事監理業務委託	110,209,000	病院建設課

4. 工事成績　分布

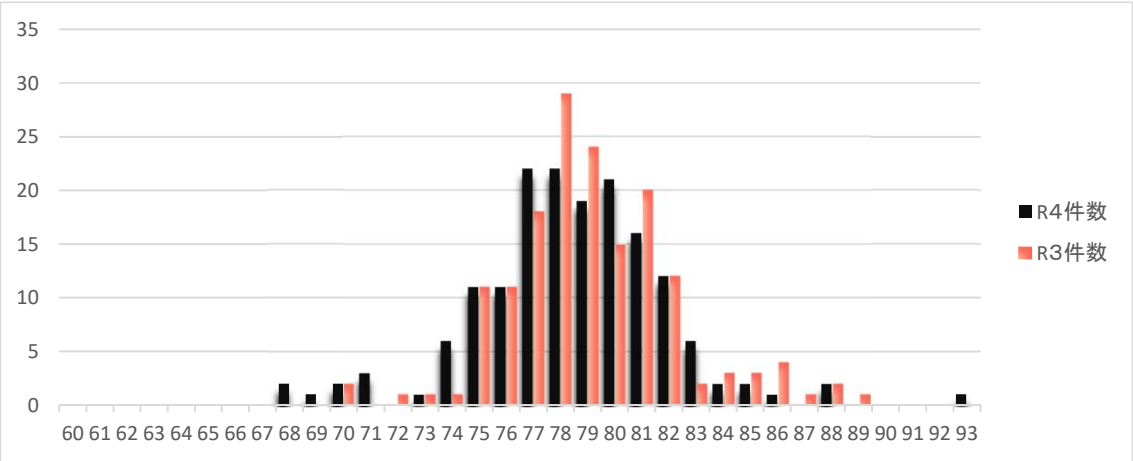

評価点　　平均点：加重=91.0 (83.1)　単純＝78.5 (79.1)　（　）内はR3
((80.7))　((78.4))　((　))内は新病院建設工事を除いた数値

成績ランク別分布

令和3年度

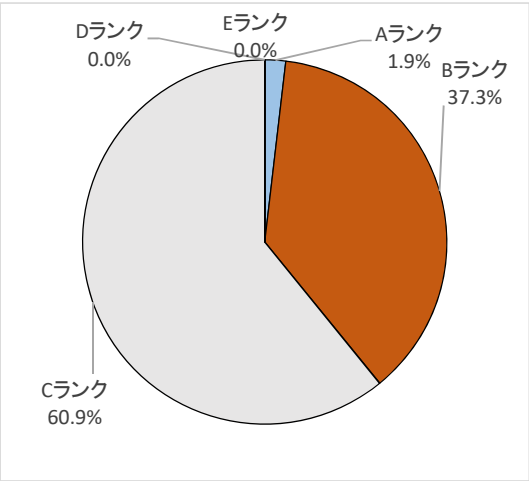

令和4年度

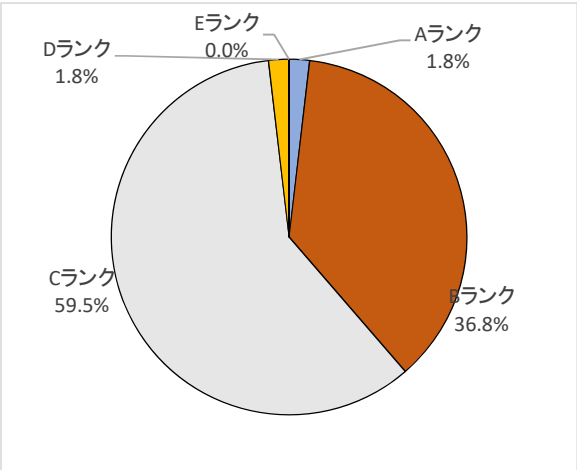

	Aランク	Bランク	Cランク	Dランク	Eランク	評価無 (解体等)	合計
R4	3件	60件	97件	3件	0件	7件	170件
R3	3件	60件	98件	0件	0件	7件	168件

A　：　特にすぐれているもの
(100点～88点)
B　：　優良であるもの
(87点～80点)
C　：　普通であるもの
(79点～70点)
D　：　やや劣るもの
(69点～60点)
E　：　劣るもの
(59点以下)

5. 令和4年度　Aランク工事

工種	請負業者名	工　事　名	請負金額(円)	評　価		備　考
建築	㈱竹中工務店 静岡営業所	新市立島田市民病院建設工事	16,389,163,900	93	A	病院建設課
監理	㈱内藤建築 事務所 静岡事務所	新市立島田市民病院建設工事監理業務委託	110,209,000			
土木	㈱グロージオ	令和3年度　公共土木施設災害復旧事業 尾川上伊太線道路災害復旧工事	187,308,000	88	A	建設課
建築	大河原建設㈱	令和4年度　島田第四小学校グラウンド造成工事	112,596,000	88	A	教育総務課

令和4年度　業種別工事検査件数・成績評定一覧

作成時：令和5年4月24日

( )書きは、令和3年度の数値

検査業種	検査件数						業者数	工事成績別ランク別件数						最高評定点	最低評定点	平均評定点（加重）	平均評定点（単純）	検査対象金額（円）
	完成	中間	材料	既済部分	材料製造	手直		A（100～88）特に優れているもの	B（87～80）優良であるもの	C（79～70）普通であるもの	D（69～60）やや劣るもの	E（59～）劣るもの	評定無					
土木一式工事	58 (55)	37 (15)	0 (0)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	28 (25)	2 (1)	22 (27)	34 (27)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	88 (88)	71 (70)	81.9 (81)	79.2 (80)	1,722,369,000 (1,293,303,000)
建築一式工事	8 (13)	24 (8)	0 (0)	2 (1)	0 (0)	0 (0)	4 (7)	1 (0)	2 (3)	4 (10)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	93 (86)	69 (75)	92.7 (86)	78.4 (79)	16,691,638,600 (830,407,600)
電気工事	10 (4)	4 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	6 (4)	0 (0)	3 (0)	6 (4)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	82 (78)	68 (75)	77.3 (76)	77.1 (77)	66,044,000 (14,663,000)
塗装工事	0 (2)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (2)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	(76)	(75)	(76)	(76)	0 (37,075,500)
造園工事	2 (5)	1 (4)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (2)	0 (1)	1 (2)	1 (2)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	80 (89)	79 (77)	79.9 (84)	79.5 (82)	40,722,000 (232,694,000)
機械器具設置工事	5 (8)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	5 (6)	0 (0)	1 (0)	4 (8)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	80 (79)	70 (72)	77.1 (75)	75.6 (76)	29,875,340 (35,656,500)
舗装工事	12 (21)	23 (14)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	6 (5)	0 (1)	9 (17)	3 (3)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	85 (88)	75 (77)	81.0 (84)	80.5 (82)	338,184,000 (373,142,000)
解体工事	7 (7)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	6 (6)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	7 (7)					106,557,000 (203,674,900)
管工事	23 (23)	3 (1)	0 (0)	2 (0)	0 (0)	0 (0)	11 (9)	0 (0)	7 (4)	16 (19)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	82 (81)	74 (73)	78.6 (78)	78.2 (78)	132,363,000 (128,093,900)
水道施設工事	23 (17)	19 (20)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	14 (12)	0 (0)	13 (6)	9 (11)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	84 (87)	68 (75)	80.2 (85)	78.7 (80)	382,580,000 (1,054,266,400)
その他工事	22 (13)	2 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	18 (13)	0 (0)	2 (1)	20 (12)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	80 (81)	73 (74)	77.0 (77)	77.1 (77)	132,489,754 (84,357,900)
合計 **平均**	**170** (168)	**114** (63)	**0** (0)	**6** (2)	**0** (0)	**0** (0)	**99** (90)	**3** (3)	**60** (60)	**97** (98)	**3** (0)	**0** (0)	**7** (7)	**93** (89)	**68** (70)	**91.0** (83.1)	**78.5** (79.1)	**19,642,822,694** (4,287,334,700)

担当監督員	主任監督員	検査員	平均評価点
81.1 (81.0)	70.4 (71.1)	80.0 (81.3)	78.5 (79.1)

令和4年度　月別工種別完成検査件数・金額一覧

月別工種別完成検査件数

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計	(内、病院、駿遠学園)
土 木	1	1	3	3	4	1	1	1	2	3	7	31	58	
建 築								2				6	8	2
電 気					1	1	1	0	1	1	1	4	10	1
塗 装													0	
造 園									1			1	2	
機 械									2		2	1	5	
舗 装						3			2	2		5	12	
解 体		1					1		3		1	1	7	
管			1	1		4	5	1	6	1	2	2	23	1
水 道			1			1	4	1	7	1	1	7	23	
その他				1	2		2		3		7	7	22	
計	1 (1)	2 (0)	5 (2)	5 (9)	7 (24)	10 (7)	14 (14)	5 (8)	27 (11)	8 (17)	21 (32)	65 (61)	170 (166)	4 3
%	0.6% (0.6%)	1.2% (1.8%)	2.9% (3.6%)	2.9% (4.2%)	4.1% (5.4%)	5.9% (6.0%)	8.2% (3.0%)	2.9% (4.2%)	15.9% (11.9%)	4.7% (6.0%)	12.4% (16.7%)	38.2% (36.9%)	100% (100.3%)	

月別工種別完成検査金額

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計	(内、病院、駿遠学園)
土 木	4,290,000	116,754,000	91,762,000	155,375,000	146,157,000	19,360,000	33,132,000	2,981,000	33,484,000	162,107,000	206,954,000	750,013,000	1,722,369,000	
建 築								78,773,200				16,612,865,400	16,691,638,600	16,393,431,900
電 気					9,020,000	1,573,000	2,563,000		4,510,000	1,155,000	15,752,000	31,471,000	66,044,000	1,155,000
塗 装													0	
造 園									4,125,000			36,597,000	40,722,000	
機 械									3,509,000		23,100,000	3,266,340	29,875,340	
舗 装						109,472,000			47,993,000	34,716,000		146,003,000	338,184,000	
解 体		89,155,000					3,179,000		9,383,000		2,200,000	2,640,000	106,557,000	
管			2,398,000	2,420,000		28,050,000	41,655,900	1,298,000	25,433,100	2,860,000	19,668,000	8,580,000	132,363,000	1,628,000
水 道			18,491,000			12,958,000	16,302,000	42,427,000	189,002,000	14,157,000	4,477,000	84,766,000	382,580,000	
その他				8,580,000	10,780,000		7,018,000		22,770,000		60,967,754	22,374,000	132,489,754	
計	4,290,000 (9,647,000)	205,909,000 (23,705,000)	112,651,000 (191,486,900)	166,375,000 (231,126,500)	165,957,000 (230,286,100)	171,413,000 (196,031,000)	103,849,900 (26,422,000)	125,479,200 (73,533,900)	340,209,100 (431,530,000)	214,995,000 (73,436,000)	333,118,754 (1,000,122,200)	17,698,575,740 (1,800,008,100)	19,642,822,694 (4,287,334,700)	16,396,214,900 (28,518,600)
%	0% (0.2%)	1% (0.6%)	0.6% (4.5%)	0.8% (5.4%)	0.8% (5.4%)	0.9% (4.6%)	0.5% (0.6%)	0.6% (1.7%)	1.7% (10.1%)	1.1% (1.7%)	1.7% (23.3%)	90.1% (42.0%)	99.8% (100.1%)	

検査実施日をカウントしています。　（　）書きは、令和3年度の数値

国等からの通知・通達

資料２

１．施工技術検定規則及び建設業法施行規則の一部を改正する省令等について　　Ｐ１

（R5.5.12通知）

建設業法に基づく技術検定の受験資格の見直しや、一般建設業許可の営業所専任技術者の要件の緩和等が行われました。

２．発注者・受注者間における建設業法令遵守ガイドラインの一部改正について　　Ｐ11

（R5.6.30通知）

「発注者・受注者間における建設業法令遵守ガイドライン」が一部改正されました。同様に「建設業法令遵守ガイドライン」についても一部改正が行われています。

３．建設業の時間外労働上限規制について（R5.7.13通知）　　Ｐ21

厚生労働省が建設業の時間外労働上限規制に関する解説パンフレットとQ＆Aをとりまとめました。

資料２

事　務　連　絡
令和５年５月１２日

各都道府県担当部局長　殿
（市区町村担当課、入札契約担当課扱い）
各政令指定都市担当部局長　殿
（入札契約担当課扱い）

国土交通省不動産・建設経済局建設業課長

施工技術検定規則及び建設業法施行規則の一部を改正する省令等について

本日、建設業における中長期的な担い手の確保・育成を図るため、建設業法に基づく技術検定の受検資格の見直しや、一般建設業許可の営業所専任技術者の要件の緩和等を行う「施工技術検定規則及び建設業法施行規則の一部を改正する省令（令和５年国土交通省令第43号）」及び「関連告示（令和５年国土交通省告示第513～524号）」が公布されました。

改正内容につきましては別添のとおりですので、貴職におかれましては、十分留意の上、事務処理等に当たって遺漏のないよう適切な御対応をお願いいたします。また、各都道府県におかれましては、貴都道府県内の市区町村（指定都市を除く。）の担当部局長に御周知いただきますようお願いいたします。

令 和 ５ 年 ５ 月
不動産・建設経済局
建　設　業　課

施工技術検定規則及び建設業法施行規則の一部を改正する省令について

１．背景

建設業においては、入職者が直近15年で35%減少している等の課題があり、将来にわたる中長期的な担い手の確保・育成等を図ることが急務となっている。令和３年11月に開催された規制改革推進会議・第３回経済活性化ワーキング・グループでは、建設業の技術者制度が取り上げられ、制度の合理的な見直しが求められた。

このため、同月に「適正な施工の確保のための技術者制度検討会（第２期）」を立ち上げ、令和４年５月末に技術者要件の緩和及び技術検定の受検資格の見直しの方向性のとりまとめを行ったところである。

これを踏まえ、建設業法施行令の一部を改正する政令（令和４年政令第353号。以下「改正令」という。）において、技術検定の検定水準の明確化及び技術検定の受検資格等を省令に委任することとする改正を行い、令和６年４月１日から施行することとしたため、施工技術検定規則（昭和35年建設省令第17号。以下「検定規則」という。）及び建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号。以下「施行規則」という。）について、技術検定の受検資格の見直し等の所要の改正を行う必要がある。

２．概要

【施工技術検定規則関係】

（１）技術検定の受検資格の見直し（令第36条・第37条関係を新たに位置付け）

技術検定の受検資格は以下のとおりとする。

【一級の第一次検定】（学歴及び実務経験要件の撤廃）

・一級の第一次検定が行われる日の属する年度の末日における年齢が19歳以上の者

【一級の第二次検定】（実務経験短縮措置等）

・受検しようとする第二次検定と検定種目を同じくする一級の第一次検定に合格した後同検定種目に関し実務経験５年以上
・受検しようとする第二次検定と検定種目を同じくする一級の第一次検定に合格した後同検定種目に関し特定実務経験１年以上を含む実務経験３年以上
・受検しようとする第二次検定と検定種目を同じくする一級の第一次検定に合格した後同検定種目に関し監理技術者補佐（法第26条第３項ただし書）としての実務経験１年以上
・受検しようとする第二次検定と検定種目を同じくする二級の第二次検定に合格した後同検定種目について一級の第一次検定に合格した者であって、当該二級の第二次検定に合格した後同検定種目に関し実務経験５年以上
・受検しようとする第二次検定と検定種目を同じくする二級の第二次検定に合格した後同検定種目について一級の第一次検定に合格した者であって、当該二級の第二次検定に合格した後同検定種目に関し特定実務経験１年以上を含む実務経験

３年以上
・国土交通大臣がこれらの者と同等以上の知識及び経験を有するものと認定した者

【二級の第一次検定】（見直し前と同内容）
・二級の第一次検定が行われる日の属する年度の末日における年齢が17歳以上の者

【二級の第二次検定】（学歴に応じた実務経験年数の差異を撤廃）
・受検しようとする第二次検定と検定種目（※）を同じくする二級の第一次検定に合格した後、同検定種目（※）に関し実務経験３年（建設機械施工管理にあっては２年）以上
・受検しようとする第二次検定と検定種目を同じくする一級の第一次検定に合格した後、同検定種目（※）に関し実務経験１年以上
・国土交通大臣がこれらの者と同等以上の知識及び経験を有するものと認定した者
（※）検定種別の定められている検定種目にあっては、検定種別。

（２）技術検定の実施内容及び合格者のインターネット公表（第３条・第８条関係）
技術検定の実施期日、実施場所等の事項及び技術検定の合格者は、国土交通大臣（合格者については国土交通大臣又は指定試験機関）がインターネットの利用その他適切な方法により公表することとする。

（３）技術検定の受検申請書類等に係る権限の指定試験機関への委任（第４条から第７条まで関係）
技術検定受検申請書（様式第１号）、実務経験証明書（様式第２号）、技術検定全部又は一部免除申請書（様式第３号又は第４号）及び技術検定受検票（様式第５号）について、指定試験機関が様式及び書類を定めることができることとする。

（４）技術検定合格証明書における本籍の記載の削除（第10条関係）
技術検定合格証明書（様式第６号）に本籍の記載を行わないこととし、本籍に変更があった場合における合格証明書の書換え申請を不要とする。

【建設業法施行規則関係】
（５）一般建設業許可の営業所専任技術者要件の緩和※（第７条の３関係）
現在、大学の指定学科（施行規則第１条の表に掲げる学科）卒業後３年の実務経験を有する者及び高校の指定学科卒業後５年の実務経験を有する者は、一般建設業許可の営業所専任技術者要件を満たすこととされている（法第７条第２号イ）。
以下の表に掲げる検定種目に係る一級の第一次検定又は第二次検定に合格した者は、大学において同表に掲げる学科を卒業した者と同様に、その合格後３年の実務経験を有することで、一般建設業許可の営業所専任技術者要件を満たすこととする。
また、以下の表に掲げる検定種目に係る二級の第一次検定又は第二次検定に合格した者は、高等学校において同表に掲げる学科を卒業した者と同様に、その合格後５年の実務経験を有することで、一般建設業許可の営業所専任技術者要件を満たすこととする。

なお、本要件緩和は指定建設業（法第15条第２号）及び電気通信工事業以外の建設業において適用することとする。

検定種目	指定学科
土木施工管理・造園施工管理	土木工学
建築施工管理	建築学
電気工事施工管理	電気工学
管工事施工管理	機械工学

※特定建設業許可の営業所専任技術者要件(注)、建設工事において配置する主任技術者・監理技術者(注)も同様の扱いとなる。（注：指定建設業は除く）

（６）電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等に記録された情報に係る表示の方法（第７条の16第２項、第14条の４第９項、第17条の16第２項、第17条の30第３項及び第４項、第18条の16第２項、第21条の８第２項並びに第26条第６項から第８項まで関係）

電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等に記録された情報が、出力装置の映像面に表示されるときは、当該情報を紙面で作成したものに代えることができることとする。

（７）電磁的方法により作成された施工体制台帳等の紙面表示義務の緩和（第14条の２第３項及び第４項関係）

施工体制台帳及びその添付書類の記載事項が電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等に記録されている場合に、当該施工体制台帳等を工事現場において出力装置の映像面に表示することが可能であるときは、紙面への表示は求めないこととする。

（８）監理技術者資格者証における本籍の記載の削除（第17条の35関係）

監理技術者資格者証（様式第25号の５）に本籍の記載を行わないこととし、本籍に変更があった場合における資格者証の記載事項の変更に係る届出を不要とする。

（９）監理技術者資格者証の記載事項に変更があった場合等における新たな資格者証の交付申請（第17条の36・第17条の37関係）

監理技術者資格者証の記載事項に変更があった場合又は資格者証を亡失し、滅失し、汚損し、若しくは破損した場合に、再交付申請等のほか、新たな資格者証の交付申請を行うことを可能とする。

（10）監理技術者資格者証の更新手続の見直し（第17条の38関係）

監理技術者資格者証の有効期間の更新の申請は、当該監理技術者資格者証の有効期間満了の日の30日前までに行うものとする。

（11）その他所要の改正等

上記のほか、改正令に伴う条ずれ対応など所要の改正等を行う。

注）法：建設業法（昭和24年法律第100号）
　　令：建設業法施行令（昭和31年政令第273号）

３．今後のスケジュール（予定）

公　布	：	令和５年５月12日	
施　行	：	公布の日	【（２）、（３）、（６）及び（７）】
		令和５年７月１日	【（５）及び（８）から（10）まで】
		令和６年４月１日	【（１）及び（４）】

1. 令和6年度以降の技術検定制度概要（改正概要）

国土交通省

○１級の受検資格

（改正前）

学　歴	第１次検定	第２次検定
大学（指定学科）	卒業後 3年実務	
短大、高専（指定学科）	卒業後 5年実務	
高等学校（指定学科）	卒業後 10年実務	
大学	卒業後 4.5年実務	
短期大学、高等専門学校	卒業後 7.5年実務	
高等学校	卒業後 11.5年実務	
2級合格者	条件なし	2級合格後 5年実務
上記以外	15年実務	

（いずれも指導監督的実務経験1年を含む必要あり）

（改正後）

第１次検定	第２次検定　※1
19歳以上 （当該年度末時点）	１次検定合格後の 特定実務経験※2（1年）を含む 実務経験３年 等

※1　実務経験について、1次検定合格後、
・特定実務経験(1年)を含む実務経験の場合は3年
・監理技術者補佐としての実務経験の場合は1年
・その他の実務経験の場合は5年
その他の受検資格等については、次ページ以降参照
令和10年度までの間は改正前の受検資格にて受検可能

※2　特定実務経験とは、請負金額4,500万円（建築一式工事は7,000万円）以上の建設工事において、監理技術者・主任技術者（監理技術者資格者証を有する者に限る）の指導の下、または自ら監理技術者・主任技術者として 行った経験

○２級の受検資格

（改正前）

学　歴	第１次検定	第２次検定
大学（指定学科）	17歳以上 （当該年度末時点）	卒業後 1年実務
短大、高専（指定学科）		卒業後 2年実務
高等学校（指定学科）		卒業後 3年実務
大学		卒業後 1.5年実務
短期大学、高等専門学校		卒業後 3年実務
高等学校		卒業後 4.5年実務
上記以外		卒業後 8年実務

（改正後）

第１次検定	第２次検定　※3
17歳以上 （当該年度末時点） ※従前どおり（変更なし）	・１次検定合格後、 実務経験３年 ・１級１次検定合格後、 実務経験１年

※3　1次検定合格後の実務経験について、機械種目の場合は2年
その他の受検資格等については、次ページ以降参照
令和10年度までの間は改正前の受検資格にて受検可能

2. 令和6年度以降の技術検定制度概要（受検資格要件①）

国土交通省

①令和6年度以降の受検資格要件

	第1次検定	第2次検定
1級	年度末時点での年齢が19歳以上	○1級1次検定合格後、 ・実務経験5年以上 ・特定実務経験（※）1年以上を含む実務経験3年以上 ・監理技術者補佐としての実務経験1年以上 ○2級2次検定合格後 ・実務経験5年以上（1級1次検定合格者に限る） ・特定実務経験（※）1年以上を含む実務経験3年以上（1級1次検定合格者に限る）
2級	年度末時点での年齢が17歳以上	○2級1次検定合格後、実務経験3年以上（建設機械種目については2年以上） ○1級1次検定合格後、実務経験1年以上

※特定実務経験

請負金額4,500万円（建築一式工事は7,000万円）以上の建設工事において、監理技術者・主任技術者（当該業種の監理技術者資格者証を有する者に限る）の指導の下、または自ら監理技術者・主任技術者として行った経験

（発注者側技術者の経験、建設業法の技術者配置に関する規定の適用を受けない工事の経験等は特定実務経験には該当しない）

3. 令和6年度以降の技術検定制度概要（受検資格要件②）

国土交通省

②第２次検定に関し、①と同等と認められる受検資格要件

（１）検定種目ごとの受検資格

●1級第2次検定

土木	技術士第二次試験（建設部門、上下水道部門等）合格後、実務経験5年（特定実務経験1年を含む場合3年）以上
建築	1級建築士試験合格後、実務経験5年（特定実務経験1年を含む場合3年）以上
電気	第1種電気工事士試験合格後または免状交付後、実務経験5年（特定実務経験1年を含む場合3年）以上 （別途1級1次検定に合格することが必要）

●2級第2次検定

建設機械	建設機械操作施工の経験6年以上 （別途2級1次検定に合格することが必要）
土木	技術士第二次試験（建設部門、上下水道部門等）合格後、実務経験1年以上
建築	1級建築士試験合格後、実務経験1年
電気	電気工事士試験または電気主任技術者試験の合格後または免状交付後、実務経験1年以上（別途1級又は2級1次検定に合格することが必要）
電気通信	電気通信主任技術者試験合格後または資格者証交付後、実務経験1年以上（別途1級又は2級1次検定に合格することが必要）

（２）経過措置による受検資格

・**令和10年度までの間は、制度改正前の受検資格要件による2次検定受検が可能**

・令和6年度から10年度までの間に、有効な2次検定受検票の交付を受けた場合、令和11年度以降も引き続き同2次検定を受検可能 （旧2級学科試験合格者及び同日受検における1次検定不合格者を除く）

・旧2級学科試験合格者の経過措置については従前どおり合格年度を含む12年以内かつ連続2回に限り当該2次検定を制度改正前の資格要件で受検可能

4. 令和6年度以降の技術検定制度概要（試験の一部免除等）

国土交通省

○第1次検定の一部免除の対象等

免除を受けることができる者	免除の範囲
大学の土木工学の専門課程卒業者（大学改革支援・学位授与機構により専攻分野を土木工学とする学士の学位認定を受けた者、大学院に飛び入学した者を含む）	土木種目の1級及び2級の一次検定のうち工学基礎に関する問題
短期大学、高等専門学校、高等学校、中等教育学校の土木工学の専門課程卒業者	土木種目の2級の一次検定のうち工学基礎に関する問題
大学の建築学の専門課程卒業者（大学改革支援・学位授与機構により専攻分野を建築学とする学士の学位認定を受けた者、大学院に飛び入学した者を含む）	建築種目の1級及び2級の一次検定のうち工学基礎に関する問題
短期大学、高等専門学校、高等学校、中等教育学校の建築学の専門課程卒業者	建築種目の2級の一次検定のうち工学基礎に関する問題

※いずれも、**令和6年度以降の入学者又は学位認定者**に限り、**令和11年度以降の検定**が対象

※当該学科（またはコース等）が高度な専門教育を行うもの（所要の専門課程等の単位数が卒業条件となっていること）であることについて学校が証明し試験機関に届け出たもの（詳細は検討中）を適用対象とする。（個人の申請による個別認定は行わない。）

令和6年度以降の技術検定に係る運用の詳細は、現在検討中です。
運用の詳細は、追って、お知らせをさせて頂きますが、
それまでの間は、試験の公平性を確保するため、個別のお問い合わせへの対応は致しかねますので、
ご理解頂きますようお願いいたします。

実務経験による技術者資格要件の見直し（一般建設業許可の営業所専任技術者等の要件緩和）

国土交通省

〇一般建設業の許可を受けるには、営業所毎に専任の技術者の配置が求められています。
〇今般、技術検定合格者を指定学科卒業者と同等（1級1次合格者を大学指定学科卒業者と同等、2級1次合格者を高校指定学科卒業者と同等）とみなし、第一次検定合格後に一定期間（指定学科卒と同等）の実務経験を有する者が当該専任技術者として認められることとなりました。（指定建設業と電気通信工事業は除く）
〇また、特定建設業許可の営業所専任技術者要件※、建設工事において配置する主任技術者・監理技術者※も同様の扱いとなります。

※指定建設業は除く

（改正前）

学　歴	実務経験
大学、短大等（指定学科）	卒業後 3年
高等学校（指定学科）	卒業後 5年
上記以外	10年

（改正後）

学　歴　等		実務経験
学　歴	大学、短大等（指定学科）	卒業後 3年
	高等学校（指定学科）	卒業後 5年
技士補 技士	１級１次検定合格（対応種目）	合格後 3年*
	２級１次検定合格（対応種目）	合格後 5年*
上記以外		10年

*指定建設業と電気通信工事業を除く

〇技術検定種目と対応する指定学科

技術検定種目	同等とみなす指定学科
土木施工管理、造園施工管理	土木工学
建築施工管理	建築学
電気工事施工管理	電気工学
管工事施工管理	機械工学

〈機械器具設置工事業における例（改正前後の比較）※〉

（改正前）
建築学、機械工学、電気工学に関する学科（指定学科）の卒業者以外は１０年の実務経験が必要

（改正後）
指定学科の卒業者以外であっても、
建築・電気工事・管工事施工管理技術検定（第一次検定）
の合格により、合格後３年（１級）又は５年（２級）に短縮可能

※一般建設業許可の専任技術者または主任技術者の場合

国 不 建 推 第 ２０ 号

令 和 ５ 年 ６ 月 ３ ０ 日

公共発注者の長　　殿

国土交通省不動産・建設経済局建設業課長

（　公　印　省　略　）

発注者・受注者間における建設業法令遵守ガイドラインの一部改正について

建設業法において、契約当事者は、各々対等な立場における合意に基づいて、契約締結及びその履行を図るべきものとし、不当に低い請負代金の禁止、不当な使用資材等の購入強制の禁止など契約の適正化のために契約当事者が遵守すべき最低限の義務等を定めていますが、これらの規定の趣旨が十分に認識されていない場合等においては、法令遵守が徹底されず、建設業の健全な発展と建設工事の適正な施工を妨げるおそれがあります。

公共工事、民間工事にかかわらず、法令遵守は、受発注者双方が徹底を図らなければならないものであり、「発注者・受注者間における建設業法令遵守ガイドライン」（平成23年８月策定。以下「受発注者ガイドライン」という。）を策定し、その周知に努めてきたところです。

今般、公正取引委員会において、令和５年３月１日「令和５年中小事業者等取引公正化推進アクションプラン」の第３独占禁止法及び下請法の考え方の周知徹底の項目において、法律上問題となり得る取引価格の据え置きに関する考え方が示されたこと、また、令和５年４月５日の中小企業等の活力向上に関するワーキンググループにおいて、建設工事に関係する、資材業者、建設機械又は仮設機材の賃貸業者、警備業者、運送事業者及び建設関連業者等との取引においても、下請中小企業振興法（昭和45年法律第145号。経済産業省、業所管省庁

共管。）及び同法第３条第１項に基づく振興基準に示す、対価の決定の方法の改善、下請代金の支払方法の改善及び働き方改革の促進を阻害する取引慣行の改善等の配慮を徹底することが重要とされたことから、「建設業法令遵守ガイドライン」（平成19年６月策定）のほか、受発注者ガイドラインについても所要の改訂を行いました。

受発注者双方が法令を遵守し、両者間の契約の適正化が図られれば、それぞれの責任と役割の分担が明確化するとともに、適正な施工の確保にも資することとなり、発注者の利益につながることとなります。

つきましては、貴団体傘下の各企業において、受発注者ガイドラインの改訂の趣旨及び内容を十分にご理解いただくとともに、建設業法を遵守した適正な契約の締結とその履行に努めていただけるようよろしくお願いします。

なお、受発注者ガイドラインは、国土交通省のホームページ（https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/sosei_const_tk1_000002.html）に掲載予定です。

発注者・受注者間における建設業法令遵守ガイドライン改訂
新旧対照表

（朱色傍線部分は変更部分）

改　正　　（令和５年 ６月）	現　　行　（最終改正：令和４年８月）	備　　考
はじめに （略） １．～４．（略） ５．原材料費等の高騰・納期遅延等の状況における適正な請負代金の設定及び適正な工期の確保（建設業法第１９条第２項、第１９条の３、第１９条の５） （１）～（２）（略） （３）原材料費等のコストの上昇分を取引価格に反映せず、従来どおりに取引価格を据え置くことは、独占禁止法上の優越的地位の濫用の要件の１つに該当するおそれ 公正取引委員会は、令和５年３月１日「令和５年中小事業者等取引公正化推進アクションプラン」の第３独占禁止法及び下請法の考え方の周知徹底の項目において、法律上問題となり得る取引価格の据え置きに関する考え方が示されている。 公正取引委員会は、令和４年１月２６日、「下請代金支払遅延等防止法に関する運用基準」（平成１５年公正取引委員会事務総長通達第１８号。以下「下請法運用基準」という。）を改正するとともに、同年２月１６日、公正取引委員会のウェブサイトに掲載している「よくある質問コーナー（独占禁止法）」のＱ＆Ａに、下記の①及び②の２つの行為がこれに該当することを明確化した。	はじめに （略） １．～４．（略） ５．原材料費等の高騰・納期遅延等の状況における適正な請負代金の設定及び適正な工期の確保（建設業法第１９条第２項、第１９条の３、第１９条の５） （１）～（２）（略） （新設）	

① 労務費、原材料価格、エネルギーコスト等のコストの上昇分の取引価格への反映の必要性について、価格の交渉の場において明示的に協議することなく、従来どおりに取引価格を据え置くこと
② 労務費、原材料価格、エネルギーコスト等のコストが上昇したため、取引の相手方が取引価格の引上げを求めたにもかかわらず、価格転嫁をしない理由を書面、電子メール等で取引の相手方に回答することなく、従来どおりに取引価格を据え置くこと
※下請法運用基準は、上記の「取引の相手方」を「下請事業者」としている。

上記の下請法運用基準の改正等において、
・ ①に該当する行為については、多くの場合、発注者のほうが取引上の立場が強く、受注者からはコスト上昇が生じても価格転嫁を言い出しにくい状況にあることを踏まえ、積極的に発注者からそのような協議の場を設けることが円滑な価格転嫁を進める観点から有効かつ適切であることから、明示的に協議を行わないことを、
・ ②に該当する行為については、受注者からコスト上昇を踏まえた取引価格引上げの要請があったにもかかわらず、受け入れない場合には、その理由については書面等の形に残る方法で伝えることが円滑な価格転嫁を進める上では有効かつ適切であることから、書面等による回答を行わないことを、

それぞれ独占禁止法上の優越的地位の濫用の要件の１つに該当するおそれがある行為として挙げていることについても留意しなければならない。

６．～10－３．（略）

６．～10－３．（略）

10－４　下請中小企業振興法・振興基準との関係について

（新設）

下請中小企業振興法（昭和４５年法律第１４５号。経済産業省、

業所管省庁共管。以下「下請振興法」という。）は、下請中小企業を育成・振興する支援法としての性格を有する法律であり、広く下請振興を図る観点から、建設工事の請負が適用されない下請法よりも、対象となる取引の範囲が広く、全ての取引が対象となっている。

また、下請振興法第３条第１項に基づく振興基準は、下請中小企業の振興を図るため、下請事業者及び親事業者のよるべき一般的な基準で、親事業者と下請事業者の望ましい、あるべき取引の姿を示し、また、主務大臣（事業を所管する大臣）が必要に応じて下請事業者及び親事業者に対して指導、助言を行う際に用いられている。

下請振興法では、「親事業者」を、資本金等が自己より小さい中小企業者に対し、製造委託等をすることを業として行うものと定義し、親事業者の取引の相手方を指す「下請事業者」を、資本金等が自己より大きいものから委託を受けて、製造委託等をすることを業として行う中小企業者と定義している。

建設工事における親事業者は、建設工事の請負契約の発注者、元請負人が該当し、下請事業者とは、建設工事の請負契約の元請負人、下請負人が該当し、さらに、建設業者が請け負った建設工事に使用する建設資材の製造を委託する場合や設計図等の作成を委託する場合なども該当する。

したがって、建設工事の請負契約の発注者・受注者間、元請・下請間だけでなく、建設工事に関係する、資材業者、建設機械又は仮設機材の賃貸業者、警備業者、運送事業者及び建設関連業者等との取引においても、特に振興基準に示す下記事項について配慮を徹底し、下請中小企業を含むサプライチェーン全体で付加価値向上を目指すことができるような、親事業者と下請事業者の相互理解と信頼によって支えられる互恵的な取引関係を構築していく必要がある。

○　対価の決定の方法の改善
○　下請代金の支払方法の改善
○　働き方改革の促進を阻害する取引慣行の改善
○　業種別ガイドライン及び自主行動計画
○　パートナーシップ構築宣言

詳しくは、６６～７２ページ参照		

建設業法令遵守ガイドライン改訂
新旧対照表

（朱色傍線部分は変更部分）

改　正　　（令和５年 ６月）	現　　行　（最終改正：令和４年８月）	備　　考
はじめに （略） １．～４．（略） ５．原材料費等の高騰・納期遅延等の状況における適正な請負代金の設定及び適正な工期の確保（建設業法第１９条第２項、第１９条の３、第１９条の５） （１）～（２）（略） （３）原材料費等のコストの上昇分を取引価格に反映せず、従来どおりに取引価格を据え置くことは、独占禁止法上の優越的地位の濫用の要件の１つに該当するおそれ 公正取引委員会は、令和５年３月１日「令和５年中小事業者等取引公正化推進アクションプラン」の第３独占禁止法及び下請法の考え方の周知徹底の項目において、法律上問題となり得る取引価格の据え置きに関する考え方が示されている。 公正取引委員会は、令和４年１月２６日、「下請代金支払遅延等防止法に関する運用基準」（平成１５年公正取引委員会事務総長通達第１８号。以下「下請法運用基準」という。）を改正するとともに、同年２月１６日、公正取引委員会のウェブサイトに掲載している「よくある質問コーナー（独占禁止法）」のＱ＆Ａに、下記の①及び②の２つの行為がこれに該当することを明確化した。	はじめに （略） １．～４．（略） ５．原材料費等の高騰・納期遅延等の状況における適正な請負代金の設定及び適正な工期の確保（建設業法第１９条第２項、第１９条の３、第１９条の５） （１）～（２）（略） （新設）	

① 労務費、原材料価格、エネルギーコスト等のコストの上昇分の取引価格への反映の必要性について、価格の交渉の場において明示的に協議することなく、従来どおりに取引価格を据え置くこと
② 労務費、原材料価格、エネルギーコスト等のコストが上昇したため、取引の相手方が取引価格の引上げを求めたにもかかわらず、価格転嫁をしない理由を書面、電子メール等で取引の相手方に回答することなく、従来どおりに取引価格を据え置くこと
※下請法運用基準は、上記の「取引の相手方」を「下請事業者」としている。

上記の下請法運用基準の改正等において、
・ ①に該当する行為については、多くの場合、発注者のほうが取引上の立場が強く、受注者からはコスト上昇が生じても価格転嫁を言い出しにくい状況にあることを踏まえ、積極的に発注者からそのような協議の場を設けることが円滑な価格転嫁を進める観点から有効かつ適切であることから、明示的に協議を行わないことを、
・ ②に該当する行為については、受注者からコスト上昇を踏まえた取引価格引上げの要請があったにもかかわらず、受け入れない場合には、その理由については書面等の形に残る方法で伝えることが円滑な価格転嫁を進める上では有効かつ適切であることから、書面等による回答を行わないことを、

それぞれ独占禁止法上の優越的地位の濫用の要件の１つに該当するおそれがある行為として挙げていることについても留意しなければならない。

６．～14－４．（略）

６．～14－４．（略）

14－５　下請中小企業振興法・振興基準との関係について

（新設）

下請中小企業振興法（昭和４５年法律第１４５号。経済産業省、

業所管省庁共管。以下「下請振興法」という。）は、下請中小企業を育成・振興する支援法としての性格を有する法律であり、広く下請振興を図る観点から、建設工事の請負が適用されない下請法よりも、対象となる取引の範囲が広く、全ての取引が対象となっている。

また、下請振興法第３条第１項に基づく振興基準は、下請中小企業の振興を図るため、下請事業者及び親事業者のよるべき一般的な基準で、親事業者と下請事業者の望ましい、あるべき取引の姿を示し、また、主務大臣（事業を所管する大臣）が必要に応じて下請事業者及び親事業者に対して指導、助言を行う際に用いられている。

下請振興法では、「親事業者」を、資本金等が自己より小さい中小企業者に対し、製造委託等をすることを業として行うものと定義し、親事業者の取引の相手方を指す「下請事業者」を、資本金等が自己より大きいものから委託を受けて、製造委託等をすることを業として行う中小企業者と定義している。

建設工事における親事業者は、建設工事の請負契約の発注者、元請負人が該当し、下請事業者とは、建設工事の請負契約の元請負人、下請負人が該当し、さらに、建設業者が請け負った建設工事に使用する建設資材の製造を委託する場合や設計図等の作成を委託する場合なども該当する。

したがって、建設工事の請負契約の発注者・受注者間、元請・下請間だけでなく、建設工事に関係する、資材業者、建設機械又は仮設機材の賃貸業者、警備業者、運送事業者及び建設関連業者等との取引においても、特に振興基準に示す下記事項について配慮を徹底し、下請中小企業を含むサプライチェーン全体で付加価値向上を目指すことができるような、親事業者と下請事業者の相互理解と信頼によって支えられる互恵的な取引関係を構築していく必要がある。

○　対価の決定の方法の改善
○　下請代金の支払方法の改善
○　働き方改革の促進を阻害する取引慣行の改善
○　業種別ガイドライン及び自主行動計画
○　パートナーシップ構築宣言

詳しくは、９２～９９ページ参照		

事　務　連　絡
令和５年７月１３日

各都道府県入札契約担当課長　殿
各指定都市入札契約担当課長　殿

国土交通省不動産・建設経済局
建設業課入札制度企画指導室　課長補佐

建設業の時間外労働上限規制について（参考）

公共工事の円滑かつ適切な執行のためのみならず、建設産業が魅力的な産業として将来にわたってその担い手を確保していくためにも、長時間労働の是正や週休２日の推進は不可欠であり、特に、令和６年度より労働基準法（昭和２２年法律第４９号）の時間外労働上限規制が建設業にも適用されることも踏まえ、これまで「公共工事の円滑な施工確保について」（令和４年１２月５日付け総行行第３３１号・国不入企第３４号）等により、発注者として、長時間労働を防ぎ週休２日が確保されることを前提とした工期を設定すること等について要請してきたところです。

今般、厚生労働省において、建設業の時間外労働上限規制に関する解説パンフレット及びＱ＆Ａが、別添１及び２のとおりとりまとめられましたのでご参考にお知らせします。

各団体におかれましては、引き続き長時間労働の是正や週休２日の促進のための適正な工期の設定に努めるようお願いします。

なお、各都道府県におかれましては、貴都道府県内の市区町村（指定都市を除く。）に対しても、周知をお願いします。

＜参考：別添掲載先＞

○厚生労働省ＨＰ「時間外労働の上限規制の適用猶予事業・業務（工作物の建設の事業）」
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/gyosyu/topics/01.html

○厚生労働省ＨＰ「適用猶予業種の時間外労働の上限規制　特設サイト　はたらきかたススメ（建設業）」
https://hatarakikatasusume.mhlw.go.jp/construction_company.html

2024年4月から

CONSTRUCTION INDUSTRY

建設業

時間外労働の上限規制 わかりやすい解説

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare
都道府県労働局　労働基準監督署

建設業については、時間外労働の上限規制の適用が猶予されていましたが、2024年4月から建設業にも上限規制が適用されます。

建設業の時間外労働の上限規制
に関するＱ＆Ａ

厚生労働省労働基準局

島田市入札・契約制度の改正事項及び注意事項

資料３

１．入札・契約制度の改正事項

（１）最低制限価格制度の制定　P1

本市においては、低入札価格調査制度を導入しダンピング受注の防止を図ってきましたが、更なるダンピング受注の防止の徹底を図りたく、新たに最低制限価格制度を制定することとしました。（令和５年10月１日施行）

※10月１日以降公告分からが対象で10月19日入札分から

（２）島田市建設工事に係る低入札価格調査制度による調査等実施要領の一部改正

最低制限価格制度の制定に伴う改正。（令和５年10月１日施行）　P5

※今回の改正により、簡易審査の廃止

（３）建設工事の現場代理人の兼任に関する取扱要領の一部改正　P10

現場の代理人の兼任を認める工事１件の請負代金の額（税込）について、3,500万円（建築一式工事にあっては7,000万円）を４,000万円（建築一式工事にあっては8,000万円）に引上げました。（令和５年４月１日施行）

（４）島田市小規模工事事務取扱要領の制定　P16

工事で提出される書類は、静岡県や各市町により相違があり、請負者は書類作成に苦慮され、なおかつ提出書類の簡素化の要望を長年受けていることから、書類の省略等諸手続きを簡素化し、静岡県と同様にしました。（令和５年４月１日施行）

（５）島田市建設工事執行規則の一部改正について　P２０

近年の災害の激甚化・頻発化を踏まえ、災害復旧工事等における損害の負担について改めました。また、公共工事における更なる暴力団排除の徹底等のため必要な改正を行いました。（令和５年４月１日施行）

（６）島田市建設工事請負契約約款の一部改正について　P21

島田市建設工事執行規則の一部改正に伴う改正を行いました。

（令和５年４月１日施行）

（７）島田市工事着手日選択型工事実施要領の制定について　P22

工事における施工時期の平準化を推進していく中で、柔軟な工期設定に対応した発注形態の導入が必要とされていることから、発注者が定めた工事着手日選択期間内で、受注者が工事着手日を選択して契約を締結することができる島田市工事着手日選択型工事実施要領を制定しました。（令和４年４月１日施行）

（８）提出書類の押印廃止について　P28

①建設工事執行規則関連

印の廃止に伴う様式改正（様式第７、８、９、10、13、14、15、16、19号）

県の建設工事執行規則における押印廃止に合わせ、該当する様式について押印不要の様式に改めました。

②建設工事監督規程関連
『押印廃止』　様式第１号　指示・承諾・協議・提出・報告書
『押印廃止』　様式第２号　出来形歩合調書

③建設工事業務委託検査規程
『押印廃止』　様式第３号　補修完了届書

④建設工事の現場代理人の兼任に関する取扱要領
『押印廃止』　様式１　　現場代理人の兼任申請書

⑤島田市工事手直し取扱要領
『押印廃止』　様式第１号　工事手直し指示書

⑥島田市建設工事執行規則の運用について
『押印廃止』　様式第３号　完了届出書

２．連絡事項

３．入札・契約の注意事項

（１）内訳書の作成、送付にあたって

①計算の誤り、記載の誤りがないかもう一度確認。
②添付はＰＤＦでお願いします。

（２）経審（経営規模等評価結果通知書）を更新したら・・・

通知書が手元に届いたら、速やかに、写しを契約検査課にメール又は郵送してください。

※島田市の入札・契約に関する情報については、島田市ホームページにてお知らせしていますので、ご覧ください。
『島田市ホームページ』→「行政情報」→「産業・ビジネス」→**「入札・契約」**

低入札価格調査制度及び最低制限価格制度の概要

競争入札を行った場合、予定価格の範囲内で最低の価格で入札をした者と契約することが、会計法及び地方自治法の原則となっているが（最低価格自動落札）、例外として、低入札価格調査制度及び最低制限価格（地方公共団体のみ）により、契約の適切な履行がなされない懸念がある場合には、これを契約から排除することとされている。

低入札価格調査制度

（国土交通省における調査基準価格）
契約ごとに、2／3 ～ 8．5／10 の範囲内で、直接工事費＋共通仮設費＋現場管理費×1/5 の算定式により設定

最低制限価格制度

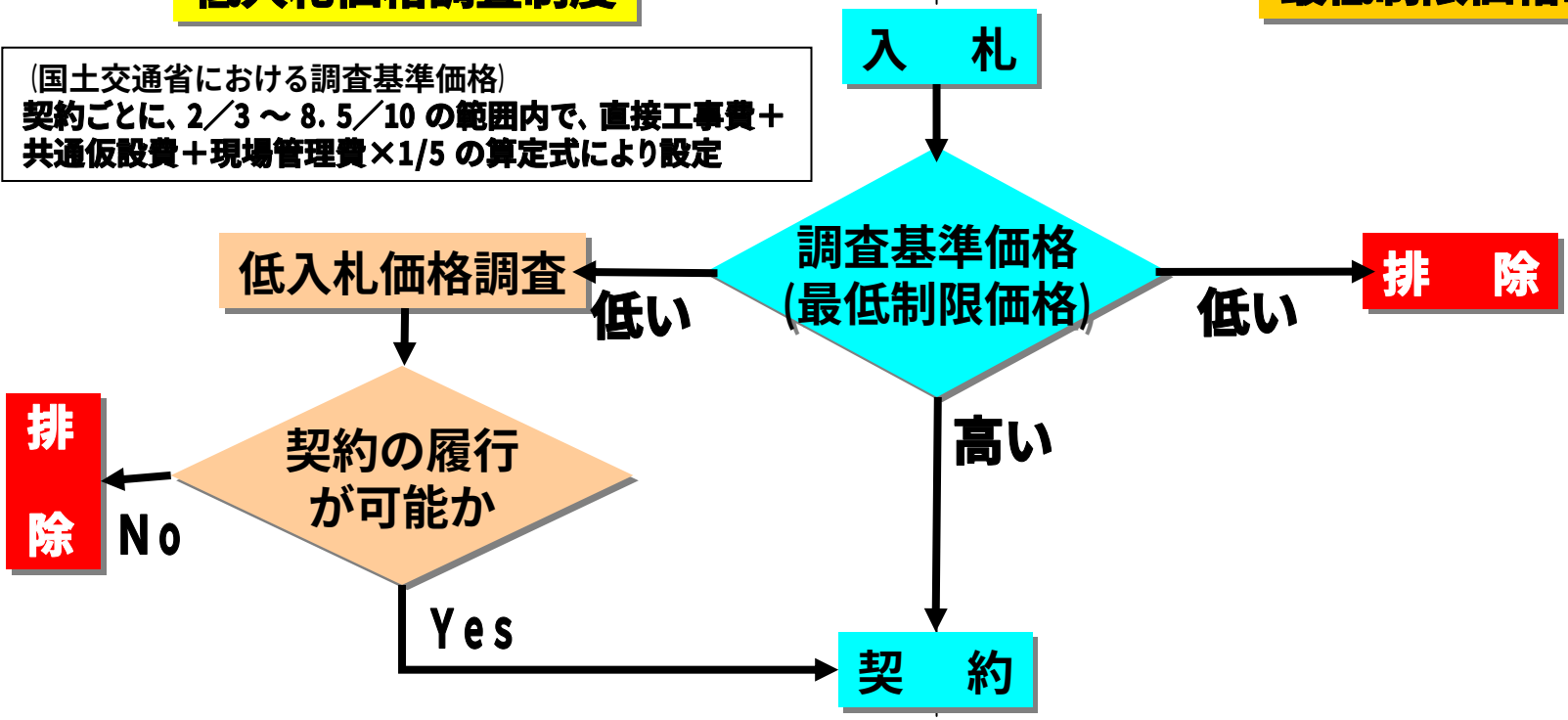

○会計法§29の6 (契約の相手方)
・予定価格の制限の範囲内の最低価格者と契約
・ただし、契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる場合の次順位者との契約
○予決令§85
・契約の履行されないおそれがあると認められる場合の基準を作成

○地方自治法§234 (契約の締結)
・予定価格の制限の範囲内の最低価格者と契約
・ただし、契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる場合の次順位者との契約
○地方自治法施行令§167の10第2項
・予め最低制限価格を定め、最低制限価格以上の価格者と契約可能

【概 要】

建設工事		建設業関連業務委託	
最低制限価格制度	低入札価格調査制度	最低制限価格制度	低入札価格調査制度
・競争入札による予定価格130万円を超え5,000万円未満が対象 ・総合評価落札方式は除く ・解体工事は除く	・競争入札による予定価格5，000万円以上が対象 ・総合評価落札方式が対象 ・解体工事が対象	・競争入札による予定価格50万円を超え500万円未満が対象 ・総合評価落札方式は除く	・競争入札による予定価格500万円以上が対象 ・総合評価落札方式が対象

【制定及び一部改正を行った要領】

種 別	名 称
新規制定	島田市建設工事に係る最低制限価格制度実施要領
新規制定	島田市建設業関連業務委託に係る最低制限価格制度実施要領
一部改正	島田市建設工事に係る低入札価格調査制度による調査等実施要領
一部改正	島田市建設業関連業務委託に係る低入札価格調査制度実施要領

【施行日】
令和5年10月1日

島田市建設工事に係る最低制限価格制度実施要領

制定　令和５年10月１日

（趣旨）

第１条　この要領は、島田市における建設工事の請負契約（以下「契約」という。）に係る一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）に関し、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の10第２項（政令第167条の13において準用する場合を含む。）の規定による最低制限価格制度の実施に関して、必要な事項を定めるものとする。

（対象となる契約）

第２条　この要領の対象となる契約は、島田市が競争入札により発注しようとする島田市建設工事に係る低入札価格調査制度による調査等実施要領の適用を受けるものを除いた建設工事の契約とする。

（最低制限価格の算定方法）

第３条　最低制限価格は当該契約に係る予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額（以下「最低制限比較価格」という。）に100分の110を乗じて得た額とする。ただし、その最低制限比較価格が予定価格に110分の100を乗じて得た額（以下「予定価格（税抜き）」という。）に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合にあっては予定価格（税抜き）に10分の9.2を乗じて得た額とし、予定価格（税抜き）に10分の7.5を乗じた額に満たない場合にあっては予定価格（税抜き）に10分の7.5を乗じて得た額とする。

(1) 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額

(2) 共通仮設費の額に10分の９を乗じて得た額

(3) 現場管理費の額に10分の９を乗じて得た額

(4) 一般管理費の額に10分の6.8を乗じて得た額

２　前項の規定にかかわらず、特に必要があると認めるときは、最低制限価格を予定価格に10分の7.5から10分の9.2までの範囲内における適宜の割合を乗じて得た額とすることができる。

３　最低制限比較価格は１万円単位とし、１万円未満の端数は切り捨てる。ただし、予定価格（税抜き）に10分の7.5を乗じて得た額の１万円未満の端数は切り上げる。

（入札参加者への周知）

第４条　入札参加者には、一般競争入札については入札公告において、指名競争入札については指名通知書において、最低制限価格を設けていることを周知するものとする。

（予定価格表への記載）

第５条　最低制限価格を設けたときは、当該最低制限価格を予定価格表に記載する。

（落札者の決定等）

第６条　最低制限価格を設定した場合は、予定価格の制限の範囲内で、かつ、最低制

限価格以上の価格をもって入札をした者のうち、最低の価格で入札した者を落札者とする。

2　最低制限価格を下回る価格で入札を行った者は、失格とする。また、失格となった者は、再度の入札があるときは、再度の入札に参加することができない。

附　則

この要領は、令和５年10月１日から施行する。

島田市建設工事に係る低入札価格調査制度による調査等実施要領

最終改正　令和５年10月１日

（趣旨）

第１条　この要領は、島田市における建設工事の請負契約（以下「契約」という。）に係る一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）に関し、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の10第１項及び第167条の10の２第２項（政令第167条の13において準用する場合を含む。）の「当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるとき」に基づく調査（以下「低入札価格調査」という。）における手続その他の必要な事務取扱いに関する事項を定めるものとする。

（対象となる契約）

第２条　この要領の対象となる契約は、島田市が競争入札により発注しようとする予定価格が５千万円以上の建設工事、総合評価落札方式の適用を受ける建設工事及び解体工事の契約とする。

（調査基準価格の算定方法）

第３条　低入札価格調査を行う場合の基準となる価格（以下「調査基準価格」という。）は、当該工事に係る予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額（以下「調査基準比較価格」という。）に100分の110を乗じて得た額とする。ただし、その調査基準比較価格が予定価格に110分の100を乗じて得た額（以下「予定価格（税抜き）」という。）に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合にあっては予定価格（税抜き）に10分の9.2を乗じて得た額とし、予定価格（税抜き）に10分の7.5を乗じた額に満たない場合にあっては予定価格（税抜き）に10分の7.5を乗じて得た額とする。

(1) 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額

(2) 共通仮設費の額に10分の９を乗じて得た額

(3) 現場管理費の額に10分の９を乗じて得た額

(4) 一般管理費の額に10分の6.8を乗じて得た額

２　前項の規定にかかわらず、特に必要があると認めるときは、調査基準価格を予定価格に10分の7.5から10分の9.2までの範囲内における適宜の割合を乗じて得た額とすることができる。

３　調査基準比較価格は１万円単位とし、１万円未満の端数は切り捨てるものとする。ただし、予定価格（税抜き）に10分の7.5を乗じて得た額の１万円未満の端数は切り上げるものとする。

（失格判断基準の設定）

第４条　前条の規定により調査基準価格を設ける場合においては、これに併せ、申込みのあった価格その他の条件を理由として当該申込みをした者を落札者としない判断を行うための基準（以下「失格判断基準」という。）を設けるものとする。

２　前項の失格判断基準のうち、申込みのあった価格をもって失格とする場合は、入

札金額が、調査基準比較価格に10分の８を乗じて得た額（１万円未満の端数切捨て）

を下回った場合とする。

３　前２項の規定にかかわらず、当該工事における特殊性が著しく顕著でこれらの規定により難い場合においては、第１項の規定による失格判断基準を設けず、又は前項に規定する率を適宜変更して計算した額を失格判断基準として設けることができるものとする。

（入札参加者への周知）

第５条　入札参加者には、一般競争入札については入札公告において、指名競争入札については指名通知書等において、調査基準価格を設けていることを周知するものとする。

（予定価格表への記載）

第６条　調査基準価格を設けたときは、当該調査基準価格を予定価格表に記載するものとする。

（落札の保留）

第７条　開札の結果、調査基準価格を下回った入札をした者（以下「調査対象者」という。）があった場合、入札執行者は入札参加者に対し、落札決定の保留及び低入札価格調査を実施する旨を宣言して入札を終了するものとする。

（低入札価格調査）

第８条　前条の規定により低入札価格調査を行う場合、契約検査課長は工事主管課長及びすぐやる課長とともに、調査対象者の入札価格によって契約の内容に適合した履行がされるか否かについて、調査を行うものとする。

２　低入札価格調査は、次に掲げる事項について、調査対象者に対し、資料の提出を求めるものとする。

(1) その価格により入札した理由及び入札価格の内訳書

(2) 手持工事の状況（対象工事現場付近及び関連工事、施工中の低入札価格調査対象工事、他機関の工事を含む。）

(3) 契約対象工事の実施場所と調査対象者の事業所、倉庫等との関連等の地理的条件

(4) 配置予定技術者

(5) 手持資材の状況

(6) 資材購入先及び購入先と調査対象者との関係

(7) 手持機械数の状況

(8) 労務者の具体的供給の見通し

(9) 下請契約の予定者名

(10) 過去に施工した公共性のある工事名及び発注者

(11) 前号の公共性のある工事の成績状況

(12) 経営状況

(13) 建設業法違反の有無、賃金不払いの状況、下請負代金の支払遅延状況等の信用状態

(14) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

３　調査は、調査対象者のうち最低の価格をもって入札したもののほか、調査基準価格を下回った複数の者について並行して行うことができる。

（適合した履行がされると認められる場合の措置）

第９条　契約検査課長は、調査の結果、調査対象者が行った入札価格により契約の内容に適合した履行がされると認めたときは、直ちに調査対象者に適合した履行がされると認められる旨を通知するとともに、その他の入札者に対して入札の結果を通知するものとする。

（適合した履行がされないおそれがあると認められる場合の措置）

第10条　契約検査課長は、調査の結果、調査対象者がした入札価格によっては契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるものであった場合は、その者を落札者とせずに、次順位者を落札者として決定する。この場合において、次順位者が調査基準価格を下回る入札者であった場合には、当該次順位者について改めて低入札価格調査を行うものとする。

２　前項の規定により次順位者を落札者と決定したときは、調査対象者に対しては落札者としない旨を通知し、次順位者に対しては落札者となった旨を通知するとともに、その他の入札者に対して入札の結果を通知するものとする。

３　第１項の調査対象者又は前項の次順位者が複数ある場合、落札者の決定は抽選によるものとする。

４　調査の結果、調査対象者の全てが失格となった場合は、調査対象者を除く有効な入札を行った者のうち予定価格の制限の範囲内の価格の入札を行った者を落札者として決定し、落札者となる者がいないときは、有効な入札を行った者で再度の入札を開始する旨を入札参加者に通知する。ただし、有効な入札をした者がいないとき、又はあらかじめ定めた入札回数に達しているときは、当該入札を不調として終了し、入札参加者に通知する。

（契約しない場合の判断基準）

第11条　次の各号のいずれかに該当する場合は、契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められる場合に該当するものとする。

(1) 指定した期日までに調査資料が提出されない場合

(2) 工事費内訳書の工事価格と入札価格が一致していない場合

(3) 下請予定業者からの聞取り調査の結果と下請見積書等の金額が一致していない場合

(4) 設計図書に計上した設計数量を満たしていない場合

(5) 安全管理体制が十分確保できるための安全費等が適正に計上されていない場合

(6) 材料や製品の品質・規格が、設計仕様に適合しない場合

(7) 作業効率等が施工不可能なものである場合

(8) 建設副産物の処理方法や処理費用が適正でない場合

(9) 前各号に掲げるもののほか、適正な工事の履行がなされないおそれがあると認められる場合

（落札者決定等の通知方法）

第12条　この要領に基づく入札参加者に対する落札者の決定等の通知は、電子入札による場合は電子入札システムにより行い、紙入札による場合は書面により行うものとする。

（契約保証金）

第13条　調査対象者が落札者となった場合における契約保証金は、契約金額の10分の３以上とする。ただし、１件の請負代金額が300万円未満の建設工事に係る請負契約については、この限りでない。

（監督体制の強化等）

第14条　調査対象者と契約締結をした場合においては、次に掲げる措置をとるものとする。

(1) 施工体制台帳、下請負人通知書の内容のヒアリング　請負業者から提出された施工体制台帳及び下請負人通知書の内容についてヒアリングを行うものとする。この際、低入札調査時の下請業者見積書と異なる下請業者又は金額の下請契約については、理由を求め、合理的理由がない場合は総括監督員と協議し、工事成績を減点するものとする。

(2) 施工計画書の内容のヒアリング　当該工事の主管課長は、仕様書に基づき施工計画書を提出させるに際して必要があると認めるときは、請負業者から、その内容についてヒアリングを行うものとする。

(3) 重点的な監督業務の実施　監督員は、当該工事に係る監督業務において、段階確認、施工の検査等を実施するに当たっては、立会いをすることを原則として、入念に行うものとする。また、あらかじめ提出された施工体制台帳及び施工計画書等の記載に沿った施工が実施されているかどうかの確認を併せて行うものとし、実際の施工が記載内容と異なるときは、その理由を現場代理人等から詳細に聴くものとする。

(4) 労働安全担当機関との連携　当該工事主管課長は、安全な施工の確保及び労働者への適正な賃金支払の確保の観点から必要があると認められるときは、労働基準監督署の協力を得て、施工現場の調査を行うものとする。

(5) 厳格な検査の実施　検査は、厳格に行うものとする。

附　則

この要領は、平成27年４月１日から施行する。

附　則

この要領は、平成28年７月１日以降、入札公告又は指名通知を行うものから適用する。

附　則

この要領は、平成29年４月１日から施行する。

附　則

この要領は、平成29年７月１日以降、入札公告又は指名通知を行うものから適用する。

附　則

この要領は、平成30年10月１日から施行する。

附　則

（施行期日）

1　この要領は、平成31年４月１日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2　改正後の島田市低入札価格調査制度による調査等実施要領の規定は、この要領の施行日以後に締結する契約に係る入札から適用し、同日前に締結する契約に係る入札については、なお従前の例による。

3　前項の規定にかかわらず、平成31年９月30日までに目的物の引渡しが行われる契約に係る入札については、なお従前の例による。

附　則

この要領は、令和元年７月１日以降、入札公告又は指名通知を行うものから適用する。

（施行期日）

1　この要領は、令和２年４月１日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2　改正後の島田市建設工事に係る低入札価格調査制度による調査等実施要領の規定（第６条の改正を除く。）は、この要領の施行日以後に締結する契約に係る入札から適用し、同日前に締結する契約に係る入札については、なお従前の例による。

3　改正後の島田市建設工事に係る低入札価格調査制度による調査等実施要領の規定（第６条の改正に限る。）は、令和２年７月１日以降、入札公告又は指名通知を行うものから適用する。

4　改正後の島田市建設工事に係る低入札価格調査制度による調査等実施要領の規定（第６条の改正に限る。）は、令和３年４月１日以降、入札公告又は指名通知を行うものから適用する。

附　則

この要領は、令和４年10月１日から施行し、同日以降に入札公告又は指名通知を行うものから適用する。

附　則

この要領は、令和５年10月１日から施行し、同日以降に入札公告又は指名通知を行うものから適用する。

建設工事の現場代理人の兼任に関する取扱要領

最終改正　令和５年４月１日

（目　的）

第１条　この要領は、島田市が発注する建設工事（以下「工事」という。）について、請負者が複数の工事を請け負う場合において、最初に請け負った工事の現場代理人と他の工事の現場代理人との兼任を認める事項を定めることにより、技術者数が少ない中小企業者への弾力的な運用による効率的配置、活用等により請負者の経営確保や受注機会の促進を図ることを目的とする。

（対象工事）

第２条　島田市が発注する工事又は島田市以外の機関（官民を問わない。以下同じ。）の発注する工事を対象とする。

（対象要件）

第３条　次の要件を満たすものとする。ただし、島田市発注工事と島田市以外の機関の発注工事で現場代理人を兼任しようとする場合において、判断基準をすべて満たす場合であっても、島田市以外の機関の規定等により兼任が認められない場合があることに注意すること。

(1) 工事 1 件の請負代金の額（税込）が 4,000 万円（建築一式工事にあっては 8,000 万円）以上の場合（兼任しようとする他の工事の請負代金の額は問わない。）は次のアからエのすべてを満たしていること。

ア　兼任しようとする工事の件数は、２件とする。

イ　兼任しようとする工事現場間の距離が 10ｋｍ程度の近接した場所であること。

ウ　工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工に当たり相互に調整を要する工事であること。資材の調達を一括で行う場合や工事の相当の部分を同一の下請業者で施工する場合も含む。

エ　発注者又は監督員が求めた場合には、工事現場に速やかに向かう等の対応が可能なこと。

(2) 工事 1 件の請負代金の額（税込）が 4,000 万円（建築一式工事にあっては 8,000 万円）未満の場合（兼任しようとする他の工事の請負代金も 4,000 万円（建築一式工事にあっては 8,000 万円）未満）は、次のアからウのすべてを満たしていること。

ア　兼任しようとする工事の件数は、３件までとする。

イ　兼任しようとする工事現場間の距離及び移動時間が一定範囲内であること。

具体的には、工事現場間（兼任しようとする工事のうち最も遠い工事現場間）の直線距離が 20ｋｍ以内、かつ、高速自動車国道を通行しない通常の交通事情における移動時間が概ね 20 分以内であること。

ウ　発注者又は監督員が求めた場合には、工事現場に速やかに向かう等の対応が可能なこと。

エ　変更契約を行う場合は、変更契約後の請負代金の額（税込）による区分の判断基準により、改めて兼任可否の判断を行うこと。

（兼任の申請）

第４条　受注者が、他の工事の現場代理人と兼任しようとする場合は、次により申請させること。

(1) 島田市発注工事間で兼任

島田市発注工事間で兼任しようとする場合は「現場代理人の兼任申請書」（様式１）により、それぞれの主管課（以下「工事主管課」という。）に申請させること。主管課は申請書を受理したときは、速やかに「現場代理人の兼任承認通知書（様式２－１）又は「現場代理人の兼任否認通知書」（様式２－２）により兼任の可否等を通知すること。申請者が上記通知書を受理したときは、兼任をしようとする他の工事の主管課に通知書の写しを提出させ、主管課は兼任しようとする他の工事の主管課の承認を受けていることを確認すること。

(2) 島田市発注工事と市以外の機関の発注工事との兼任

島田市発注工事と島田市以外の機関の発注工事間で兼任しようとする場合は「現場代理人兼任申請書」（様式１）により申請させること。主管課は、申請書に兼任しようとする他の工事の「発注者が兼任を承認したことがあきらかな書類（打合せ記録等）の写しを添付又は後日提出させ、兼任しようとする他の工事の発注者が承認していることを確認すること。

（兼任を認めた場合の遵守事項）

第５条　兼任を認めた場合は、次の事項を遵守しなければならない。

(1) 監督員と常に携帯電話等で連絡を取ることができること。

(2) 現場代理人が工事現場を離れる場合は、工事現場に連絡員等を設置し、携帯電話等で常に連絡が可能であること。携帯電話の通話ができない区域の工事現場においては、近傍の現場事務所等に固定電話を設置していること。

（その他事項）

第６条　島田市発注工事における現場代理人の兼任は、原則、本要領によるものとし、入札公告、指名通知書等への記載は行わないものとする。

２　本要領により難い場合は、契約検査課と協議すること。

附　則

この要領は、平成 21 年 10 月１日から施行する。

附　則

この要領は、平成 26 年 10 月１日から施行する。

附　則

この要領は、平成 27 年４月１日から施行する。

附　則

この要領は、平成 29 年４月１日から施行する。

附　則

この要領は、平成 30 年 10 月 1 日から施行する。

附　則

この要領は、平成 31 年４月１日から施行する。

附　則

この要領は、令和４年４月１日から施行する。

附　則

この要領は、令和５年４月１日から施行する。

様式１

現場代理人の兼任申請書

年　月　日

島田市長

（請負者）住所
氏名

島田市発注の下記工事に係る現場代理人について、他の工事の現場代理人との兼任を申請します。

記

<table>
<tr><td>請負者名</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>現場代理人氏名</td><td></td><td>連絡先</td><td></td></tr>
<tr><td>工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる事項又は施工に当たり相互に調整を要する事項</td><td colspan="3">＊(4,000 万円（建築一式は 8,000 万円）以上の場合に記入</td></tr>
<tr><td rowspan="5">兼任を申請する工事
（工事１）

請負金額（税込）
¥</td><td>工事名</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>工事箇所</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>工期</td><td colspan="2">年　月　日から　　年　月　日まで</td></tr>
<tr><td>発注機関名</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>監督員</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="5">工事１と現場代理人を兼任しようとする他の工事
（工事２）

請負金額（税込）
¥</td><td>発注機関名</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>工事名</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>工事箇所</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>工期</td><td colspan="2">年　月　日から　　年　月　日まで</td></tr>
<tr><td>兼任しようとする工事現場間の所要時間（直線距離）</td><td>工事１から</td><td>約　　分（　　Ｋｍ）</td></tr>
<tr><td rowspan="5">工事１及び２と現場代理人を兼任しようとする他の工事
（工事３）

請負金額（税込）
¥</td><td>発注機関名</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>工事名</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>工事箇所</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>工期</td><td colspan="2">年　月　日から　　年　月　日まで</td></tr>
<tr><td rowspan="2">兼任しようとする工事現場間の所要時間（直線距離）</td><td>工事１から</td><td>約　　分（　　Ｋｍ）</td></tr>
<tr><td>工事２から</td><td>約　　分（　　Ｋｍ）</td></tr>
</table>

＊　契約書の写しを添付すること。

＊　兼任しようとする工事の発注者が兼任を承認したことが明らかな書類（現場代理人の兼任承認書の写し（県発注工事）、打ち合わせ記録簿の写し等（県以外の機関の発注工事））を添付（又は後日提出）すること。

様式２-1

現場代理人の兼任承認通知書

第　　号
年　月　日

請負者　様

島田市長　　印

島田市発注の下記工事に係る現場代理人について、他の工事と兼任することを承認します。

記

１　兼任を承認する工事

請負者名	
現場代理人氏名	
兼任を承認する工事 （工事１）	
工事１の現場代理人と兼任を承認する他の工事 （工事２）	
工事１及び２の現場代理人と兼任を承認する他の工事 （工事３）	

２　条件

(1)　兼任を承認する工事（工事２又は工事３）の兼任が認められていることを証する書類（現場代理人の兼任承認通知書の写し（県発注工事）、打ち合わせ記録簿の写し等（県以外の機関の発注工事））の提出をもって兼任を承認する。

(2)　現場代理人は、発注者及び工事現場の連絡員等と、連絡を確実に行うことができる体制をとらなければならない。

(3)　現場代理人は、兼任する工事のいずれかに常駐するものとする。

(4)　発注者又は監督員が求めた場合には、工事現場に速やかに向かう等の対応を行うこと。

様式２－２

現場代理人の兼任否認通知書

第　　号
年　月　日

請負者　様

島田市長　　印

年　月　日付で申請があった現場代理人の兼任は、下記の理由により否認します。

記

請負者名	
現場代理人氏名	
兼任を否認する工事名 （工事１）	
理由	
工事１と現場代理人の兼任を否認する他の工事 （工事２）	
理由	
工事１及び２と現場代理人の兼任を否認する他の工事 （工事３）	
理由	

○島田市小規模工事事務取扱要領

制定　令和５年４月１日

１　目　的

この要領は、工事の施工に伴って提出される書類の省略等、諸手続きを簡素化し、事業の効率的な執行を図ることを目的とする。

２　適用範囲

（１）この要領は、島田市が発注する請負代金額が 3,500 万円未満の建設工事（以下「小規模工事」という。）に適用する。

（２）この要領に記載されていない事項については、島田市建設工事執行規則を適用する。

３　提出書類

（１）工事記録簿

請負者の作成する工事記録簿は省略することができるものとする。

（２）材料検査簿

請負者の作成する材料検査簿は省略することができるものとする。

（３）工程表

請負者の作成する工程表の提出は、島田市建設工事執行規則第 20 条によるものとする。ただし、当初請負代金額が 500 万円未満の工事については、提出を省略できるものとする。

（４）現場代理人・主任技術者通知

現場代理人・主任技術者の通知書は島田市建設工事執行規則第 22 条によるものとする。ただし、当初請負代金額が 500 万円未満の工事については、通知を省略できるものとする。

（５）施工計画書

請負者が提出する施工計画書は、静岡県土木工事共通仕様書に規定するものとする。ただし、請負代金額が 500 万円以上 3,500 万円未満の工事については静岡県の小規模工事事務取扱要領の小規模工事の様式、請負代金額が 500 万円未満の工事については少額工事の様式によるものとする。また、建築、電気設備、機械設備工事で請負代金額が 500 万円未満の工事については工種別施工計画書は省略させることができるものとする。

（６）その他

提出書類は別紙建設工事完成図書チェック表の金額区分により点検し、提出するものとする。ただし、チェック表にかかわらず必要となる書類については監督員の請求により提出させることができるものとする。

４　施工管理

（１）出来形管理

出来形管理は、土木工事共通仕様書に定める出来形管理基準により行うものとする。ただし、500万円未満の工事については、出来形図または数量計算表を提出することによりこれに代えることができるものとする。

（２）品質管理

品質管理は、土木工事共通仕様書に定める品質管理基準により行うものとする。ただし、500万円未満の工事については、請負者の自主管理とし、資料の提出は省略できるものとする。

（３）写真管理

写真管理は、土木工事共通仕様書に定める写真管理基準により行うものとする。ただし、500万円未満の工事については、次によるものとする。

ア　着手前及び完成時の写真

イ　完成時に確認が困難なものの寸法等の写真

5　500万円未満の工事における監督員・請負者等

監督員は、請負者が工事の施工に当たって自主管理体制（工程、出来形、品質、写真、交通、安全等）を確立し、施工管理に当たるよう指導するものとする。

請負人は、工事の施工に当たって自主管理体制を確立し、施工管理に責任を持つものとする。

また、工事の施工にあたり疑義が生じた場合には、監督員と協議するものとする。

なお、自主管理とは請負者が工事目的物の品質、精度を完全なものとするため、土木共通仕様書の規格に適合するよう、社内検査を行う等、自らが管理（コントロール）することをいう。

6　工事検査

工事検査は島田市建設工事検査規程により実施する。

附則

この要領は令和５年４月１日から施行する。

工　事　名	請負金額	請　負　人

注意事項
※1「□」とは提出するという意味。レ点でチェックする。
※2「省略」とは提出を省略の意味。
※3「省略可」とは提出を省略する事ができるという意味。監督員との協議により提出を求めることも可。
※4「必要時」とは監督員の請求や金額等、要件により必要となるという意味。
※5「確認」とは検査時に確認するという意味。

	項　　目	適用規則等	3500万円以上	小規模工事		備　考
				500万円以上3500万円未満	500万円未満	
契約	予算執行伺		□	□	□	
	業者選定決定書		□	□	□	
	金入設計書・図面・特記仕様書		□	□	□	
	支出負担行為		□	□	□	
	入札結果表		□	□	□	
	入札書及び代理委任状		**電子・紙**	**電子・紙**	**電子・紙**	
	契約書		□	□	□	
	契約約款・仕様書・特記仕様書・設計書・図面等		□	□	□	
	建設業退職金事業納付書	中小企業退職金共済法	□	□	□	□請負人
	仲裁合意書	工事執行規則第62条	□	□	□	□請負人
	課税事業者届出書		□	□	□	□請負人
	契約保証書	工事執行規則第12条[契約額300万円以上]（約款第4条　　号適用）	□	□	□	□請負人
	前払金保証書	工事執行規則第46条[契約額300万円以上]	□	□	□	□請負人
	建設リサイクル法の届出	建設リサイクル法	□	□	**必要時　□**	□請負人
施工体制	監督員通知書	工事執行規則第21条（但し、100万円未満は口頭通知）	□	□	□	
	工事着手届	工事執行規則第19条	□	□	□	□請負人
	工事工程表	工事執行規則第20条	□	□	**省略可**	□請負人
	主任技術者・現場代理人等通知書又は、監理技術者届	工事執行規則第22条（但し、100万円未満は口頭通知）　業法第26条	□	□	**省略可**	□請負人
	主任・監理技術者の資格又は履歴		□	□	**提示**	□請負人
	品質証明員通知	1-1-9　1億円以上	**必要時　□**	－	－	□請負人
	兼任申請		□	□	□	□請負人
	週休２日工事	島田市週休２日工事実施要領	**指定型** □	**希望型** □	**実施の有無** 有□　無□	
	現場閉所計画表	島田市週休２日工事（土木工事）特記仕様書	**必要時　□**	**必要時　□**	**必要時　□**	□請負人
	下請届	工事執行規則第15条	**必要時　□**	**必要時　□**	**必要時　□**	□請負人
	下請契約書・注文書	業法19条	□	□	□	□請負人
	施工計画書	共通仕様書1編1-1-4	**標準（16項目）** □	**小規模（6項目）** □	**少額（5項目）** □	□請負人
	施工計画書打合せ	土木工事一式・他3,500万円以上/建築一式7,000万円以上	□	－	－	□請負人
	工種別施工計画書	建築･設備工事	**必要時　□**	**必要時　□**	**省略**	□請負人
	事前測量	監督規程13条	□	□	□	□請負人
	設計図書の点検･照査	工事執行規則第31条［建築・設備工事については、打合せ議事録又は分科会議事録等で代用可］	□	□	**省略**	□請負人
	施工体制台帳	業法第24条の７入契法15条〔下請契約がある場合必須〕	□	□	□	□請負人
	施工体系図	業法第24条の７入契法15条	□	□	□	□請負人
	作業主任者・資格者証	安衛法第14・61条	□	**必要時　□**	**必要時　□**	□請負人
	工事カルテ登録（受注・完成は必須、変更は必要時）	コリンズ[契約額500万円以上]	**受注□完成□**	**受注□完成□**	－	□請負人
	請負代金内訳書	工事執行規則第20条　法定福利費明示	□	□	□	□請負人
	PR看板		**必要時　□**	**必要時　□**	**必要時　□**	□請負人
安全管理	工事中の安全確保	共通仕様書1編1-1-26	**必要時　□**	**必要時　□**	**必要時　□**	□請負人
	交通規制	道路法・道路交通法	**必要時　□**	**必要時　□**	**必要時　□**	□請負人
	地下埋設物調査	共通仕様書1編-1-1-26　⑯	**必要時　□**	**必要時　□**	**必要時　□**	□請負人
	火災保険・工事保険等の証券の写	工事執行規則第59条[仕様書又は監督員の請求がある場合]	**必要時　□**	**必要時　□**	**必要時　□**	□請負人
	法定外の労災保険の証券の写	約款55条	**提示　□**	**提示　□**	**提示　□**	□請負人
	安全教育及び安全訓練等の記録	共通仕様書1編-1-1-26	□	□	□	□請負人
	ＫＹ活動の記録		**確認　□**	**確認　□**	**省略**	□請負人
	新規入場者の教育	安衛法第59・60条	**確認　□**	**確認　□**	**省略**	□請負人

	項　　目	適用規則等	3500万円以上	小規模工事		備　考
				500万円以上3500万円未満	500万円未満	
安全管理	機械の点検・検査記録簿	安衛法規則第170条	確認　□	省略	省略	□請負人
	関係機関調整･協議記録	共通仕様書1編-1-1-26	確認　□	省略	省略	□請負人
	安全衛生管理の記録	安衛法第12条の2[安全衛生推進者の選任・常時10人～50人の事業場]	確認　□	省略	省略	□請負人
	山留・仮締切・足場等の点検簿	安衛法規則第373･566･567条	確認　□	確認　□	省略	□請負人
変更契約	予算執行伺（変更） 変更協議書・変更理由書		□	□	□	
	支出負担行為（変更）・回答書		□	□	□	
	変更契約書		□	□	□	
	変更施工計画書		□	□	省略	□請負人
	変更工程表		□	□	□	□請負人
施工管理	使用材料品質証明書（承認図）	共通仕様書2編1章2節	□	□	□	□請負人
	指示・承諾・協議・提出・報告	工事執行規則第21条	□	□	□	□請負人
	工事工程月報	工事執行規則第20条[1ヶ月超工期]	□	□	省略可	□請負人
	材料検査簿	工事執行規則第25条	□	省略可	省略可	□請負人
	工事記録簿・工事打合せ簿	工事執行規則第23条	必要時　□	省略可	省略可	□請負人
	休日・夜間作業届	共通仕様書1編-1-1-36	□	必要時　□	必要時　□	□請負人
	段階確認願い	監督員要領6条	□	□	□	□請負人
	材料納入伝票	生コン（均しコン除く）・不陸整正補充材・レベリング合材。	□	省略	省略	□請負人
	出来形管理表・管理図	施工管理基準	□	□	□	□請負人
	施工数量・使用数量計算書	塗料等の設計数量・使用数量の比較	□	□	□	□請負人
	品質管理表・試験結果	施工管理基準[舗装合材温度管理・密度試験・水圧試験・気密試験等]	□	□	確認　□	□請負人
	保証書・出荷証明書		□	□	省略	□請負人
	使用資材のミルシート・試験成績表等	土木・建築・設備工事等の資材・器具等の試験成績表	□	□	省略	□請負人
	コンクリート製品受入れ試験結果	セメントコンクリート製品取扱基準[積みブロック・溝蓋等]	□	□	省略	□請負人
	コンクリートの品質管理報告書	レディーミクストコンクリート取扱基準	□	□	省略	□請負人
	再生資源利用計画書・利用促進計画書（実施書）	共通仕様書1編-1-1-18	□	□	□	□請負人
	搬入･搬出調書		□	省略	省略	□請負人
	マニフェストA・E票	共通仕様書1編-1-1-18	確認　□	確認　□	確認　□	□請負人
	工事写真帳	施工管理基準	□	□	□	□請負人
	不可視部の写真	施工管理基準	□	□	□	□請負人
	竣工図・完成図書	共通仕様書1編-1-1-19	□	□	□	□請負人
	建退共共済証紙受払簿（受領書も含む）	中小企業退職金共済法[下請総額200万円以上の場合提出]	□	□	□	□請負人
	中間検査の検査結果	検査依頼書・結果通知書	□	□	□	□請負人
	下検査の実施（監督員の出来形調査）	監督規程第32条	□	□	□	□請負人
	完成届出書	工事執行規則第43条	□	□	□	□請負人
検査	完成検査依頼書		□	□	□	
	位置図		□	□	□	
	工事台帳	記入漏れチェック	□	□	□	
	完成届出書の写		□	□	□	
	着前完成比較写真		□	□	□	□請負人
	建設工事完成図書チェック表	本紙	□	□	□	
	検査用の出来形管理表・管理図	建築･設備工事は竣工図等	□	□	□	□請負人
	工事成績評定運用表	電子データを検査完了後に提出	□	□	□	
	施工プロセスチェックリスト	電子データを検査完了後に提出	□	□	□	
	スラグ使用調書	使用した場合、調書は紙を道路管理者へ提出 電子データを契約検査課へ提出	□提出　　□該当なし			

※検査書類は、遅くても３日前に提出すること。

Ver.R5.4

令和５年３月30日

建設工事業者の皆様へ

島田市行政経営部契約検査課長

島田市建設工事執行規則の一部改正について（通知）

下記のとおり規則の一部を改正し、公布したので、お知らせいたします。

記

１　一部改正の理由及び概要

(1) 理由

・近年の災害の激甚化・頻発化を踏まえ、また、公共工事における更なる暴力団排除の徹底のため、公共工事標準請負契約約款が改正され、その実施について中央建設業審議会から勧告があり、静岡県においても必要な改正が行われたことから、それに準じて本市においても改正を行う。（第40条、第55条関係）

・本市では、建設工事の検査を100万円以上は契約検査課職員が行い、100万円未満については、総括監督員である工事担当課長が行うとされている。しかし、監督員と検査員を兼ねると不正が防止できない等の問題があることから、予算決算及び会計令において、監督を命じられた者は検査職務の兼務ができないとされている。このことから、適正な検査を実施するために、監督員とは別の職員が検査を行うよう改正する。（第42条関係）

(2) 概要

①災害復旧工事等における損害の負担について（第 40 条関係）

工事目的物の引渡し前に、不可抗力により工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具に損害が生じたときは、発注者が損害合計額のうち請負代金額の 100 分の 1 を超える額を負担するとされているところ、災害応急対策又は災害復旧に関する工事における損害については、発注者が損害合計額を負担することとする。

②発注者が催告によらず契約を解除することができる要件の拡大について（第 55 条関係）

受注者の役員及び営業所等の代表者に加え、経営に実質的に関与している者が、自己、自社又は第三者の不正の利益を図る等の目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用していると認められるときや、暴力団又は暴力団員等であることを知りながら不当に利用していると認められるとき等に、発注者が直ちに契約を解除できることとする。

③検査を行う職員について（第 42 条関係）

請負代金額100万円未満の場合は、当該工事の監督員でない係長以上の職員とする。

２　施行日

令和５年４月１日

（問い合わせ先）
契約検査課　契約･検査担当
電話　(0547)36-7220
FAX　(0457)37-8200
E-mail　keiyakukensa@city.shimada.lg.jp

令和５年４月６日

建設工事業者の皆様へ

島田市行政経営部契約検査課長

島田市建設工事請負契約約款の一部改正について（通知）

島田市建設工事執行規則の一部改正（令和５年４月１日施行）に伴い、下記のとおり約款の一部を改正したので、お知らせいたします。

記

１　一部改正の理由及び概要

(1) 理由

・近年の災害の激甚化・頻発化を踏まえ、また、公共工事における更なる暴力団排除の徹底のため、公共工事標準請負契約約款が改正され、その実施について中央建設業審議会から勧告があり、静岡県においても必要な改正が行われたことから、それに準じて本市においても改正を行う。（第30条、第44条関係（規則第40条、第55条関係））

(2) 概要

①災害復旧工事等における損害の負担について（第 30 条関係）

工事目的物の引渡し前に、不可抗力により工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具に損害が生じたときは、発注者が損害合計額のうち請負代金額の 100 分の 1 を超える額を負担するとされているところ、災害応急対策又は災害復旧に関する工事における損害については、発注者が損害合計額を負担することとする。

②発注者が催告によらず契約を解除することができる要件の拡大について（第 44 条関係）

受注者の役員及び営業所等の代表者に加え、経営に実質的に関与している者が、自己、自社又は第三者の不正の利益を図る等の目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用していると認められるときや、暴力団又は暴力団員等であることを知りながら不当に利用していると認められるとき等に、発注者が直ちに契約を解除できることとする。

２　施行日

令和５年４月１日

（問い合わせ先）
契約検査課　契約･検査担当
電話　(0547)36-7220
FAX　(0457)37-8200
E-mail　keiyakukensa@city.shimada.lg.jp

島田市工事着手日選択型工事実施要領

（趣旨）

第１条　この要領は、島田市が発注する建設工事の一部において、発注者が定めた工事着手日選択期間内で、受注者が工事着手日を選択して契約を締結することができる建設工事（以下「工事着手日選択型工事」という。）の実施について、必要な事項を定めるものとする。

（対象工事）

第２条　この要領の対象となる工事（以下「対象工事」という。）は、単年度予算において執行する工事（ゼロ債務負担行為設定工事を含む。）とする。ただし、次に掲げる工事は、原則として対象工事としない。

(1) 工期に、落札決定の日から工事着手期限日までの期間（以下「工事着手日選択期間」という。）を加算した期間が、完成予定年度を超える工事

(2) 緊急性のある工事

（工事着手期限日及び工事着手日選択期間）

第３条　工事着手期限日は、開札日から起算して90日以内の日とする。

２　発注者は、工事着手期限日を入札公告等に記載しなければならない。

３　受注者は、工事着手日を請負契約締結前に工事着手日通知書（別記様式）により発注者に通知しなければならない。

４　受注者は、工事着手日選択期間内の任意の日を工事着手日として定めるものとする。この場合において、工事着手日及び工事完成日は、島田市の休日を定める条例（平成17年島田市条例第２号）第１条第１項に規定する市の休日以外の日としなければならない。

５　建設工事請負契約書の着手日は、工事着手日通知書の工事着手日を記載するものとする。

（工期）

第４条　工期は、受注者が定めた工事着手日から当該日から起算して発注者が指定する工事日数を加えた日までとする。

（前払金の取扱い）

第５条　対象工事に係る前払金は、工事着手日前に支払を請求することができない。

（工事着手日前の取扱い）

第６条　契約日から工事着手日の前日までの期間は、発注者が当該工事現場の管理を行うものとする。

２　契約日から工事着手日の前日までの期間は、資材の搬入、仮設物の設置等の準備工事を含め、工事に着手してはならない。

（技術者の取扱い）

第７条　契約日から工事着手日の前日までの期間は、主任技術者及び監理技術者、監理技術者補佐並びに現場代理人を配置することを要しない。

（経費の負担）

第８条　工事着手日を選択したことに伴う増加経費は、受注者の負担とする。

（契約書への添付）

第９条　建設工事請負契約書には、工事着手日選択型工事に関する特記仕様書を添付するものとする。

（その他）

第10条 この要領に定めのない事項については、別に定めるところによる。

附　則

この要領は、令和４年４月１日から施行する。

別記様式（第３条関係）

工 事 着 手 日 通 知 書

（工事着手日選択型工事用）

年　　月　　日

発注者　島田市長

住　所

受注者　商号又は名称

氏　名

次のとおり工事着手日を定めたので、通知します。

なお、本工事に係る前払金を請求する場合は工事着手日以降に行うこと及び工事着手日を選択したことに伴う増加経費は受注者の負担とすることに同意します。

建　設　工　事　名	
建 設 工 事 箇 所	
契約年月日（予定）	年　　月　　日
工　事　着　手　日	年　　月　　日
工 期 （ 予 定 ）	工事着手日～　　年　　月　　日

工事着手日選択型工事に関する特記仕様書

1　この工事は「島田市工事着手日選択型工事実施要領」の対象工事とする。

2　この工事の工期は、工事着手日から起算して〇〇〇日間とする。
（ただし、令和〇年〇月〇日（工事着手期限日）までに工事に着手すること。）

3　この工事の受注者は、工事着手日を請負契約締結前に工事着手日通知書により発注者に通知しなければならない。

4　この工事の受注者は、工事着手日選択期間内の任意の日を工事着手日として定めるものとする。この場合において、工事着手日及び工事完成日は、島田市の休日を定める条例（平成17年島田市条例第２号）第１条第１項に規定する市の休日以外の日としなければならない。

5　この工事の契約において、受注者が島田市建設工事請負契約約款第35条に規定する前払金を請求する場合は、工事着手日以降とする。

6　この工事における契約日から工事着手日の前日までの期間は、資材の搬入、仮設物の設置等の準備工事を含め、工事に着手してはならない。

7　この工事における契約日から工事着手日の前日までの期間は、主任技術者及び監理技術者、監理技術者補佐並びに現場代理人を配置することを要しない。

8　この工事において、工事着手日を選択したことに伴う増加経費は、受注者の負担とする。

島田市工事着手日選択型工事実施要領
Ｑ＆Ａ

Ｑ１　着手日とは。
Ａ１　工事始期日のことで、契約書の着手に記載する日付のことです。工事現場における施工開始日とは異なります。

Ｑ２　ゼロ債務負担行為とは。
Ａ２　新年度に行う工事について、債務負担行為を設定し、現年度中に入札、契約を締結することにより、新年度早々に工事及び業務への着手を可能とするものです。現年度は事務手続きのみで、支出はゼロのためゼロ債務負担行為と呼んでいます。

Ｑ３　工程表の提出期限はいつか。
Ａ３　契約締結後 10 日以内です。

Ｑ４　工事着手期限日については、開札日から 90 日以内であればいつでもよいか。
Ａ４　工事着手日選択型工事の趣旨から、開札日から 30 日以上 90 日以内でお願いしたいです。

Ｑ５　工事着手日を決定して契約締結した後に、工事着手日を変更することはできるか。
Ａ５　やむを得ない状況（理由）が発生した場合は、監督員と協議の上、工期に係る変更契約をすることにより、工事着手日を変更することができます。

「島田市工事着手日選択型工事」（イメージ図）

＜例＞

・工事日数：100 日

・工事着手期限日：開札日（５月 12 日）から起算して 90 日以内の日（８月９日）

・工事着手日を７月 21 日とした場合

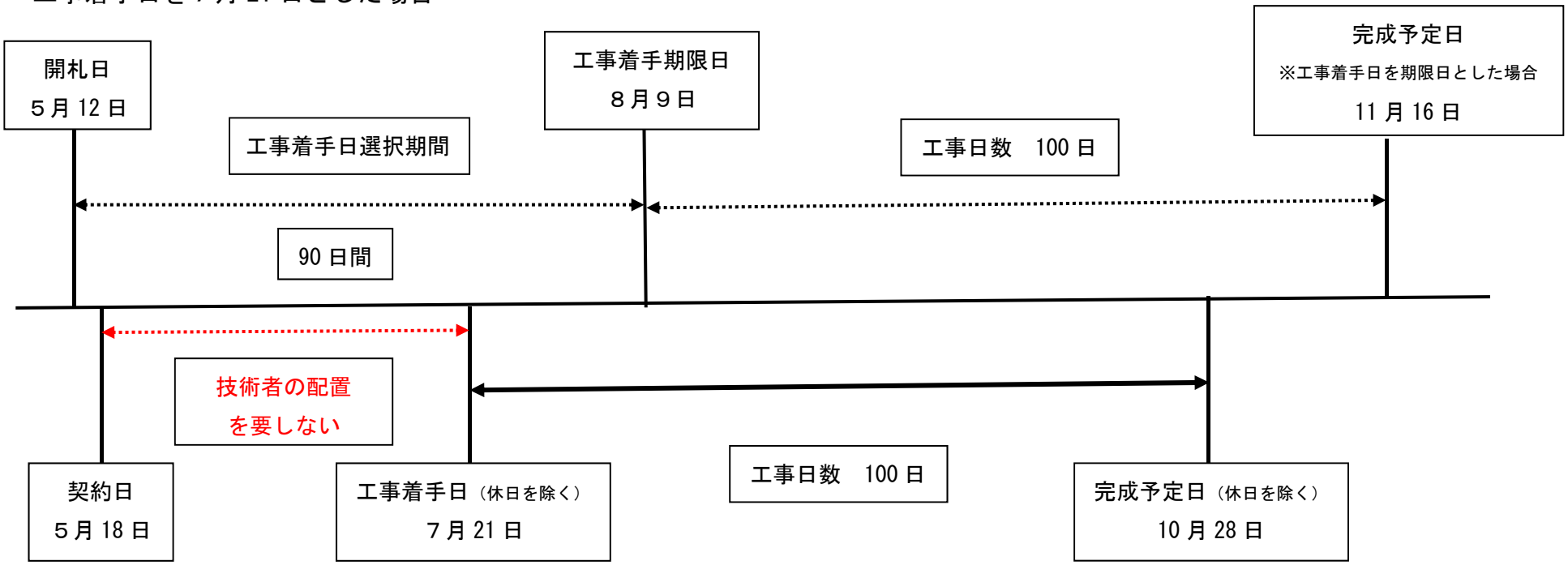

例規			例規			例規			例規			例規集以外の取り扱い			例規集以外の取り扱い			例規集以外の取り扱い		
建設工事執行規則（押印廃止済み）			建設工事検査規定			建設工事監督規程			建設工事業務委託検査規程			建設工事の現場代理人の兼任に関する取扱要領			島田市工事手直し取扱要領			島田市建設工事執行規則の運用について		
様式	名称	内容	様式	名称	内容	様式	名称	内容	様式	名称	内容	様式	名称	内容	様式	名称	内容	様式	名称	内容
第１号	入札書																			
第２号（その１）	建設工事請負契約書	様式変更																第２号	製造請負契約書	
第２号（その２）	建設工事請負契約書	様式変更																		
第３号	建設工事請書																			
第４号（その１）	建設工事変更請負契約書																			
第４号（その２）	建設工事変更請負契約書																			
第５号	建設工事変更請書																			
第６号	建設工事請負代金請求権譲渡承諾（変更承諾）申請書																			
第７号	下請負人通知書	押印廃止																		
第８号	工程表	押印廃止																		
第９号	工事工程月報	押印廃止																		
第１０号	主任技術者等通知書	押印廃止																		
第１１号	工事記録簿	様式変更																		
第１２号	材料検査簿	様式変更																		
第１３号	工期延長請求書	押印廃止																		
第１４号	変更工程表	押印廃止																		
第１５号	完成届出書	押印廃止																第３号	完了届出書	押印廃止
第１６号	補修完了届出書	押印廃止							第３号	補修完了届出書	押印廃止									
第１７号	請負代金請求書																			
第１８号	前払金請求書																			
第１９号	出来形確認請求書	押印廃止																		
第２０号	請負契約解除通知書																			
			第１号	建設工事検査依頼書					第１号	建設工事業務委託検査依頼書					第２号	建設工事　再検査依頼書				
			第２号	建設工事検査復命書					第４号	建設工事業務委託検査復命書										
			第３号	建設工事検査結果通知書（請負者宛て）					第５号	建設工事業務委託検査結果通知書（受託者宛て）										
			第４号	建設工事検査結果通知書（主管課長宛て）					第６号	建設工事業務委託検査結果通知書（主管課長宛て）										
									第２号	補修指示書	様式整備				第１号	工事手直し指示書（重大な手直し）				
															第３号	工事手直し指示書（軽微な手直し）	押印廃止			
						第１号	指示・承諾・協議・提出・報告書	押印廃止												
						第２号	出来形歩合調書	押印廃止												
																		第１号	監督員通知書	
												１	現場代理人の兼任申請書	押印廃止						
												２－１	現場代理人の兼任承認通知書							
												２－２	現場代理人の兼任否認通知書							